

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成24年5月11日

福島県会津保健福祉事務所長 西田 茂樹

1 入札に付する事項

工事番号	12-21140-0001	
工事名	会津保健福祉事務所空調機取替工事	
工事箇所	会津若松市追手町地内	
工事概要	エアコン室外機3台、室内機17台撤去及び据付工事	
完成期限	工期75日間	
予定価格	*** 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	・左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式	該当なし	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。
施工体制事前提出方式	該当なし	・該当する場合は、福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	・該当する場合は、電子入札対象工事である。 ・電子入札システムに参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=26730
電子閲覧	該当なし	・該当する場合は、電子閲覧対象工事である。 ・電子閲覧システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21708
現場代理人の常駐義務の緩和	該当なし	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。 【参考】現場代理人の常駐義務緩和措置試行の変更について(平成24年2月29日) http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/120229_joutyugimukanwa.pdf
再資源化等	該当なし	・該当する場合は、建設事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
近接調整	該当なし	・該当する場合は、この工事は他の工事の近接工事であり、当該工事の施工者が落札した場合は、請負契約締結後において間接工事費等の調整をする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	暖冷房衛生設備工事	・福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	管工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件 県内	<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内、喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又は県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・隣接3管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 <p>※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。</p>	
技術者の工事経験 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、受注工事は公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 	
企業の工事实績 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。 	
企業の工事規模実績 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 	
J R 近接工事 該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。 	

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成24年5月11日(金)～ 平成24年5月24日(木)	会津若松市追手町7番40号 福島県会津保健福祉事務所 総務企画部
設計図書等の質問	平成24年5月11日(金)～ 平成24年5月17日(木)	会津若松市追手町7番40号 福島県会津保健福祉事務所 総務企画部総務企画課 電話番号 0242-29-5504 ファクシミリ 0242-29-5509 電子メール aidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成24年5月21日(月)	福島県会津保健福祉事務所ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、 質問回答の有無を確認すること。
入札書等の提出	郵便局差出期限日 平成24年5月24日(木) 配達日指定期日 平成24年5月28日(月)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 965-0873 会津若松市追手町7番40号 福島県会津保健福祉事務所
開札	平成24年5月29日(火) 午前10時00分	開札は公開とする。 会津若松市追手町7番5号 福島県会津若松合同庁舎 本館1階会議室
落札者の決定予定日	平成24年6月1日(金)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県会津保健福祉事務所

電話番号 0242-29-5504

ファクシミリ 0242-29-5509

電子メール aidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp

提出する書類一覧表

提出書類	外封筒	中封筒
入札書		○
見積内訳書		○

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

<参考> 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙

(判り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)

※ **有資格者コード**は、福島県のホームページの平成23・24年度名簿のページ(福島県ホームページ組織別_平成23・24年度名簿で検索)に掲載している工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

判り線

〒965-0873		入札書等在中
福島県会津若松市追手町7番40号		
会津保健福祉事務所 総務企画課 行き		
開札日	平成24年5月29日(火)	
工事名	会津保健福祉事務所空調機取替工事	
工事番号	12-21140-0001	
工事箇所	会津若松市追手町地内	
商号又は名称		
有資格者コード※		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	平成24年5月24日	
配達日指定期日	平成24年5月28日	

判り線

判り線

〒965-0873		入札書等在中
福島県会津若松市追手町7番40号		
会津保健福祉事務所 総務企画課 行き		
開札日	平成24年5月29日(火)	
工事名	会津保健福祉事務所空調機取替工事	
工事番号	12-21140-0001	
工事箇所	会津若松市追手町地内	
商号又は名称		
有資格者コード※		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	平成24年5月24日	
配達日指定期日	平成24年5月28日	

判り線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

「郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。」

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) その他

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書及び見積内訳書を以下の方法により提出しなければならない。

ア 郵便入札の場合（電子入札対象工事でない場合）

(ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

	価格競争の場合 (総合評価方式適用 工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度 適用工事の場合	施工体制事前提出方 式適用工事の場合
中封筒 に入れ る書類	入札書	入札書	入札書
	見積内訳書	見積内訳書	見積内訳書
		見積内訳総括表（低 入札価格調査事務処 理要領様式第6号）	工事費内訳書（福島 県施工体制事前提出方 式試行要領様式1号）
			下請工種内訳書（福 島県施工体制事前提出 方式試行要領様式2号）
			工事費内訳書（様式 1号）を記録したフ ロッピーディスク

フロッピーディスクには、工事番号及び会社名を記載するものとする。

- (エ) 外封筒には、入札書等（上記（ウ）に示す書類）を同封した中封筒と総合評価方式適用工事の場合は技術提案書（上記2（4）に示す書類）を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。
- (オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

4 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合（総合評価方式適用工事でない場合）、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用工事の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホーム

ページにおいて行う。

5 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(様式第5号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第6号)により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(なお、総合評価方式適用工事の場合、落札金額が低入札価格調査基準価格(非公表)又は詳細調査基準価格(非公表)を下回った場合には、7(1)に定めるところによる。)

契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500

万円以上となるときは、この限りではない。

7 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

8 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、入札心得、総合評価方式適用工事においては総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入札対象工事においては運用基準を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和31年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

(6) 配置予定の技術者について

ア 配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

イ 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができな

なくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

エ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（ただし、工場には専任で配置すること。）
- ・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

オ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

カ 直接的かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては5千万円以上。それ以外は2千5百万円以上。）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

(7) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象工事の場合は、電子入札システムから再入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(8) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(9) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反す

る事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

福島県工事等競争入札心得

第1章 共通項目

(目的)

第1条 福島県が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる競争入札ごとに定めるものとする。

(1) 条件付一般競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第18条までの規定により入札しなければならない。

(2) 指名競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第9条まで及び第19条から第24条までの規定により入札しなければならない。

(3) 電子入札である場合には、入札参加者は、前2号いずれかの規定（第6条第1項第2号から第7号まで、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項から第4項まで、第17条第1項第1号から第12号まで、第20条第2項から第7項まで、第21条第1項から第2項まで、第23条第1項第2号から第5号まで及び第24条を除く。）のほか、第25条から第28条までの規定により入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第3条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(落札者の決定)

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、契約内容に適合した履行に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し判断するものとする。

3 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

4 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるとき（以下「総合評価方式」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、低入札価格調査を実施し判断するものとする。

(見積内訳書の提出)

第5条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する課長又は公所長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 鉛筆書きによる入札書
- (3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (5) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (6) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (7) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- (8) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (9) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。）入札書
- (10) 工事施工上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (11) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。

- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
- (2) 低入札価格調査制度（施工体制事前提出方式を含む。）が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合においては、落札者は、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書等の提出後、第11条第1項、第20条第1項及び第25条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第2章 条件付一般競争入札

(条件付一般競争入札の入札保証金)

第10条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(条件付一般競争入札の入札)

第11条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款(測量、工事の設計若しくは工事に関する調査(以下「測量等委託業務」という。)にあっては契約書案)、設計図書(仕様書を含む。)、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事(委託業務)名、工事(委託業務)番号、工事(委託業務)箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒、総合評価方式の場合は技術提案書(福島県総合評価方式実施要領様式第1号及び第6号から第11号まで又は福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領様式第1号及び第6号から第9号まで。以下同じ。)を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事(委託業務)名、工事(委託業務)番号、工事(委託業務)箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)及び入札書等在中の旨を記載すること。

- 4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(条件付一般競争入札の開札)

第12条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする
- 3 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者（総合評価方式による入札にあっては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

（入札を無効とする申出）

第13条 入札参加者は、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、提出した入札書等を無効とする申出をすることができる。この場合においては、第10条のただし書きの規定は適用しない。

2 前項の申出をせずに契約を辞退をした場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

（落札決定の保留）

第14条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

（第1順位の落札候補者に対する通知）

第15条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第16条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（福島県の休日を含める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（条件付一般競争入札の入札書の無効）

第17条 第6条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第11条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(3) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

(4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書

(5) 中封筒又は見積内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書

(6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書

(7) 中封筒に入っていない入札書

(8) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書と一緒に中封筒に入っている場合の入札書

(9) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札書が入っている中封筒と一緒に外封筒に同封されていない場合の入札書

(10) 総合評価方式の場合において、技術提案様式第1号に記名押印がない場合の入札書

- (11) 低入札価格調査制度が適用されている場合（測量等委託業務を除く。）において、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が入札書と一緒に中封筒に同封されていない場合の入札書
- (12) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号及び様式2号）が入札書と一緒に中封筒に同封されていない場合の入札書（工事の一部を他人に請け負わせる予定がない場合は、様式2号を除く。）
- (13) 総合評価方式（工事の簡易型又は標準型に限る。）の場合において、「施工計画の適切性に対する評価」が不適とされた場合の入札書
- (14) 総合評価方式（工事の標準型に限る。）の場合において、技術提案（様式第10号）が採用されない場合の入札書
- (15) 低入札価格調査制度が適用されている場合（測量等委託業務を除く。）において、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）と見積内訳書の金額が一致しない場合の入札書
- (16) 施工体制事前提出方式が適用されている場合において、工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）と見積内訳書の金額が一致しない場合の入札書
- (17) 提出期限内に入札参加資格確認書類及び総合評価方式の場合には技術提案書の内容の確認に必要な書類等を提出しない者の入札書
- (18) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (19) 上記(1)から(18)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書
（共同企業体に関する事項）

第18条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、第16条に規定する入札参加資格確認書類の提出時に当該委任状を提出しなければならない。

第3章 指名競争入札

（指名競争入札の入札保証金）

第19条 入札保証金の納付等については、入札執行者の定めるところによる。

（指名競争入札の入札）

第20条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。
- 3 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第21条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第22条 入札参加者が不穩の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1者の場合は入札の執行を取りやめる。

(指名競争入札の入札書の無効等)

第23条 第6条に掲げるもののほか（第1項第8号、第9号及び第10号を除く。）次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書

(2) 郵便により提出された入札書

(3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した入札書

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書

(6) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(くじによる落札者の決定)

第24条 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

第4章 電子入札

(電子入札の入札等)

第25条 入札参加者は、福島県電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第13の規定により電子入札システム（以下「システム」という。）により入札書等を提出しなければならない。ただし、運用基準第9に規定する紙による参加を承諾された者にあつては、公告又は指名通知書に示す開札日時に入札書等を開札場所に持参する方法（以下「紙入札」という。）で提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書受付締切日時までに入札書等を提出するとともに、入札書等が正常に提出されたことを、システムの入札書受付票によって確認しなければならない。
- 3 入札参加者は、紙入札の場合で代理人（以下「代理人」という。）をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 紙入札による入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 6 入札参加者又は代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(電子入札の辞退)

第26条 入札参加者は、入札を辞退するときは、開札執行前までにシステムより辞退届を提出するものとする。ただし、障害等のためにシステムを利用できない場合には、その旨を入札執行者に申し出るものとする。

- 2 紙入札による入札参加者が入札を辞退するときは、公告又は指名通知書に示す開札日時までに辞退届若しくはその旨を明記した入札書を持参する方法又は入札執行者に連絡のうえファクシミリ等で提出する方法により辞退するものとする。

(電子入札の入札書の無効等)

第27条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) ICカードを不正に使用した入札書

(2) 紙入札の場合

ア 紙入札による承諾のない、又は指示によらない紙の入札書

イ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書

ウ 総合評価方式の場合において、入札公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で技術提案書が提出されない場合の入札書

(3) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを

使用して提出された入札書

- (4) 入札書提出時に使用したICカードの有効期限が開札日までに期限切れになり、開札することができない入札書
- (5) 福島県電子入札運用基準（工事等）の定めによらないソフトウェアで作成されたファイルが添付された入札書
- (6) 総合評価方式の場合において、技術提案書が入札参加申請時に添付されない場合の入札書
- (7) 初回入札において、見積内訳書及び低入札価格調査制度が適用されている場合（測量等委託業務を除く。）には見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が入札書提出時に添付されていない入札書
- (8) その他、福島県電子入札運用基準（工事等）、入札公告、入札説明書、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書（電子入札の落札候補者又は落札者の決定）

第28条 落札候補者又は落札者となりうる者が2人以上あるときは、システム上の電子くじ等により落札候補者又は落札者を決定する。

- 2 落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかにシステムにより通知する。ただし、落札候補者又は落札者が紙入札による者であるときは、電話等確実な方法により通知する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日以降に起工の決定を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 平成21年10月31日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 平成23年5月31日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 平成23年10月31日以前に入札公告又は入札通知を行った工事等については、従前の例による。

(別紙1)

入札書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工事(委託業務)名

工事(委託業務)番号

工事(委託業務)箇所

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所
商号又は名称
代表者名

印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらぬこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

入札書が無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書が無効とするよう申し出ます。

記

発注者名
工事名
工事番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

印

(発注者名)

様

(別紙3)

入 札 辞 退 届

年 月 日

(入札執行者)

様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

- 1 工事（委託業務）名
- 2 工事（委託業務）番号
- 3 入札実施予定日
年 月 日
- 4 辞退理由

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、各工種毎に「数量×単価＝金額」で表示します。

建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例2参照）

- ② また、本工事費内訳書の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）

※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章－11参照

<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/gijyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf>

- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ² ×2	2,508円	= <u>325,000円</u> （計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ² ×2	<u>2,500円</u>	=325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ④ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。

- ⑤ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となりますので、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

(例2) 合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,345,600円	
	工事価格	12,345,600円	
	工事価格 (まるめ)	<u>12,340,000円</u>	(引下げ項目が不明な値引き)
		↓	
(正)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	<u>2,340,000円</u>	
	工事価格	12,340,000円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額 (単価) を引下げた後の金額で表示する。

⑥ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤)	〇〇〇工	1式	1,000,000円
	△△△工	1式	1,500,000円
	□□□工	1式	2,000,000円
		↓	
(正)	〇〇〇工		1,000,000円
	内訳	(100m × 2,500円 = 250,000円)	
		(100m × 7,500円 = 750,000円)	
	△△△工		1,500,000円
	内訳	(50m ² × 10,000円 = 500,000円)	
		(50m ² × 20,000円 = 1,000,000円)	
	□□□工		2,000,000円
	内訳	(200m ³ × 8,000円 = 1,600,000円)	
		(1式 400,000円)	
	内訳	(◇◇◇工300m × 1,000円=300,000円)	
		(■■■工500m × 200円=100,000円)	

⑦ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

⑧ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。

入札におけるくじ

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 郵便入札の場合

(1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

(1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

㈱A （有資格者コード 100980021）………… くじ番号 0

㈱B （有資格者コード 100980142）………… くじ番号 1

㈱C （有資格者コード 100982293）………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

㈱A （くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

㈱B （くじの数 072）

㈱C （くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である㈱C

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の㈱A

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である㈱B

2 電子入札の場合

(1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を入力

くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力する（システム上、入力必須項目）。

(2) くじの手順

ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号を（0、1、2…）を付与する。

イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」とする。

なお、乱数を加えて1,000を超える場合は、その数値から1,000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）

ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。

エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。

オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

(例)

(1) 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

株A (入札書到着 1/23 13:00) …… 応札順序の番号 0

株B (入札書到着 1/24 10:00) …… 応札順序の番号 1

株C (入札書到着 1/24 15:00) …… 応札順序の番号 2

(2) くじ番号（くじ入力番号+乱数）

株A 172 (072+100)

株B 423 (123+300)

株C 052 (452+600)

合計 (172+423+052=647)

余り (647÷3=215…余り2)

(3) 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号である株C

第2順位は、2+1=3の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0の株A

第3順位は、0+1=1と一致する応札順序の番号である株B

※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合

ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。

なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。

また、くじ番号の記入がない場合は、郵便入札の場合と同様とする。

イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。

なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。

ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

契約の方法及び入札の条件(工事)

(条件付一般競争入札の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領により条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 見積内訳書の提出

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合は、当該入札は無効とする。

(3) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(4) 最低制限価格

施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。

(5) 落札者

入札説明書のとおりとする。

(6) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

なお、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(7) 前払金

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項で定める前払金は請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）とする。

イ 第2項に定める中間前金払は請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

(8) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前払金の約定をするときは10分の7（前払金の約定をしないときは、10分の3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(9) 工期

工期は入札公告のとおりとする。

ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において発注者が指定する日とする。

(10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(12) ① 現場代理人等届

本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め発注者に通知するときは、経歴書を添付して契約締結後5日以内に提出すること。

(13) ① スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

② 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更について

約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りではない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(14) 不可抗力による損害の負担

約款29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処置を裏付ける資料を添付すること。

第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(15) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(16) 配置予定の技術者について

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(17) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別記の特記事項を挿入する。

また、特約条項として各条項を挿入する。

(18) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

【別記】特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。
- 第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者、受注者協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。
- 第3 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

※道路改良工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
道路改良工					
土工					土木関係の工事で、金抜設計書における「本 工事内訳表」の範囲において種別レベル*まで の工事数量が全て確認できる場合、種別レベル *の事項についての記載(「数量×単価」)でよい ものとします。(「数量×単価」で記載すること。) なお種別レベル*以下の細別等については、 低入札価格調査や談合情報があった場合に提出 を求めることがあるため、速やかに提出できる よう準備願います。 ※「土木設計マニュアル[設計積算編]」(土木部 技術監理課) 第4章-11参照。 (http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gjutsukanri/gjyutu02/2-7/estimation/sekisan.pdf)
掘削工	10,000.0	m3	600	6,000,000	
床堀工	8,000.0	m3	600	4,800,000	
路床盛土工	2,000.0	m3	1,500	3,000,000	
(中略)					
路盤工				1,680,000	
下層路盤工	1,200.0	m2	1,400	1,680,000	
排水工				4,078,600	
側溝工(X I -〇-〇-〇)	70.0	m	13,000	910,000	
側溝工(X I -〇-△-◇)	150.0	m	19,500	2,925,000	
1号暗渠工	1.0	式	121,800	121,800	
暗渠工	14.0	m	8,700	121,800	
2号暗渠工	1.0	式	384,000	384,000	
暗渠工	32.0	m	12,000	384,000	
(中略)					

※道路改良工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
直接工事費				100,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		10,000,000	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				110,000,000	
現場管理費	1.0	式		30,000,000	
工事原価(純工事費+現場管理費)				140,000,000	
一般管理費	1.0	式		20,000,000	
工事価格(工事原価+一般管理費)				160,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

(1ページ/1ページ)

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

※建築工事(修繕)の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
改築改修工事					
塗装改修工事	1.0	棟		2,161,000	<p>金抜設計書における各工種の数量が確認できるレベルまで記載すること。(数量×単価)で記載できるレベルまで記載すること)</p> <p>仮設工1.0式や塗装工事1.0式では工法や数量が確認できないため、この内訳まで記載する必要があります。</p> <p>なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求められることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。</p>
仮設工事	1.0	式		325,000	
ブラケット足場	250.0	m2	950	237,500	
養生シート張	250.0	延m2	350	87,500	
塗装工事	1.0	式		1,785,000	
さび落とし素地調整	850.0	m2	700	595,000	
錆止め塗り	850.0	m2	700	595,000	
△△塗装	850.0	m2	700	595,000	
左官工事	1.0	式		51,000	
左官工	68.0	m	750	51,000	
A棟補修工事	1.0	棟		584,240	
外壁改修工事				584,240	
仮設工	1.0	式		246,500	
枠組足場	170.0	架m2	1,450	246,500	
外壁補修	1.0	式		30,240	
施工数量調査	252.0	m2	120	30,240	

※建築工事(修繕)の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
クラック補修工	2.0	m	1,800	3,600	
左官工事				255,000	
左官工	170.0	m2	1,500	255,000	
塗装工				52,500	
△△△塗装工	50.0	m	1,050	52,500	
直接工事費				2,745,240	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。
共通仮設費	1.0	式		99,813	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,845,053	
現場管理費	1.0	式		430,849	
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,275,902	
一般管理費	1.0	式		33,048	
工事価格(工事原価+一般管理費)				3,308,950	工事価格は入札書の金額と一致させること。

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の仕事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

※道路標識(案内標識)設置工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商 号 又 は 名 称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
案内標識設置工事				2,221,040	
1工区(〇〇町大字〇〇地内)	1.0	基	1,070,780	1,070,780	案内標識を2.0基設置する工事であるが、工事数量が箇所によって異なっているため、切抜設計書を参考に工事内訳数量まで記載すること。 なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備いたします。
土工				12,220	
床堀工	5.0	m3	1,350	6,750	
埋戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	930	3,720	
基礎工				58,560	
コンクリート人力打設	1.76	m2	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	4,500	21,600	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=〇〇、H=〇〇)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	
2工区(〇〇町大字△△地内)	1.0	基	1,150,260	1,150,260	
土工				12,500	
床堀工	5.0	m3	1,350	6,750	
梅戻工	1.0	m3	1,750	1,750	
残土処理	4.0	m3	1,000	4,000	
基礎工				137,760	
コンクリート人力打設	1.76	m3	21,000	36,960	
型枠工	4.8	m2	21,000	100,800	
標識工				1,000,000	
案内標識(L=〇〇、H=〇〇)	1.0	基	1,000,000	1,000,000	

※道路標識(案内標識)設置工事の例

工 事 名	〇〇〇工事
工 事 番 号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
商号又は名称	〇〇建設株式会社

費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)
舗装版復旧工	1.0	式	21,940	21,940	<p>切抜設計書で2箇所分の数量をまとめて計上している場合には、2箇所分をまとめて計上してもよい。 ただし、1.0式計上ではなく、工事内訳数量まで記載すること。</p> <p>なお、これ以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。</p>
路盤工	4.0	m2	535	2,140	
舗装工(細粒度As)	12.0	m2	1650	19,800	
雑工				12,100	
取壊し工	1.0	式	12,100	12,100	
舗装版切断	9.5	m	410	3,895	
舗装版積込み	7.5	m3	920	6,900	
機械積込ダンプトラック運搬	0.3	m2	2950	885	
アスファルト中間処理	0.7	t	600	420	
直接工事費				2,255,080	
共通仮設費	1.0	式		405,914	
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				2,660,994	
現場管理費	1.0	式		1,064,400	
工事原価(純工事費+現場管理費)				3,725,394	
一般管理費	1.0	式		558,800	<p>工事価格は入札書の金額と一致させること。</p>
工事価格(工事原価+一般管理費)				4,284,194	

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

[別紙]

契約の保証について

1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金にかかる契約保証金領収書の提示

[注] ア 契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

[注] ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

1 福島県債証券 額面全額

2 国債証券 額面全額の 10 分の 8

イ 保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は会津地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ 上記の有価証券が記名証券の場合は、払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ 請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「福島県会津保健福祉事務所長 西田 茂樹」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであ

- ること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとすること。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

- [注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「福島県会津会津保健福祉事務所長 西田 茂樹」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

- [注] ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「福島県会津会津保健福祉事務所長 西田 茂樹」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、工期を含むものとすること。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1 の規定にかかわらず、落札額が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となる場合には、約款第 4 条に規定する契約の保証を付するものとし、この場合は 1 の規定を準用する。